

平成28年度臨時福祉給付金のお知らせ

平成26年4月の消費税率引き上げに伴う所得の低い人の負担を考慮し、今年度も臨時福祉給付金の支給を実施します。

また、1億総活躍社会の実現に向け、今年度の臨時福祉給付金支給対象者のうち、障がい基礎年金や遺族基礎年金等を受給している人に、障がい・遺族年金受給者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の支給を実施します。

平成28年度 臨時福祉給付金

1人につき3,000円

支給対象者(次の全てに当てはまる人)

- 平成28年1月1日時点で日高市に住民登録があった人
- 平成28年度市民税の均等割額が非課税で平成28年度市区町村民税課税者の扶養親族等(地方税法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色専業専従者及び白色事業専従者)ではない人

※生活保護制度の被保護者、中国残留邦人等に対する支援給付の受給者、国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護の受給者、ハンセン病療養所非入所者給与金(援護加算分)の受給者は除きます。

※支給は、1人につき1回限りです。

障がい・遺族年金 受給者向け給付金

1人につき3万円

支給対象者(次の全てに当てはまる人)

- 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者である人
- 障がい基礎年金・遺族基礎年金、昭和61年3月以前に受給権が発生した障がい等級が1級または2級の障がい年金を受給している人

※高齢者向け給付金(3万円)の支給を受けた人は除きます。

※支給は、1人につき1回限りです。

問合せ 社会福祉課臨時福祉給付金担当
(1階⑨番窓口)

どうやって申請すればいいの？

それぞれの給付金の支給対象者と思われる人には、9月上旬に申請書及びパンフレット等を送付します。同封の記入例等をご覧ください、記入及び押印の上、必要書類を添えて申請してください。

また、障がい・遺族年金受給者向け給付金の申請には、日本年金機構以外から年金を受給している場合、年金を受け取っていることがわかる書類の写しを添付していただくことになりますので、たいせつに保管しておいてください。

申請期間 **9月7日(水)～12月28日(水)**(消印有効)

申請受付窓口 社会福祉課臨時福祉担当(市役所1階⑨番窓口)

※土・日曜日及び祝日を除きます。

※郵送でも申請できます。

申請受付時間 午前8時30分～午後5時15分

給付金の支払方法 口座振込

注意事項

○申請書が届いた人でも、申請後の審査の結果、不支給になることがあります。

○申請書がお手元に届かない場合でも、対象であると思われる人は社会福祉課へお問合せください。

